

報道関係者 各位

令和6年9月30日

【照会先】

高知労働局雇用環境・均等室

室長 安田 博人

室長補佐 比江森亜紀

電話088-885-6041

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です

～「年次有給休暇」を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう～

高知労働局（局長 菊池 宏二）は、10月の「年次有給休暇取得促進期間」に、事業主を始め広く県民に働き方・休み方を見直していただくため、「年次有給休暇の計画的付与制度」導入等について周知・啓発を行うとともに、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組むよう呼び掛けています。

年次有給休暇（以下「年休」という。）の全国における取得率は、令和4年に62.1%と前年より3.8ポイント上昇し、過去最高となったものの、令和10年までに取得率を70%とする政府目標とは乖離があります。

高知県内の年次有給休暇の取得率は58.5%（※）となっており、より一層の年休取得の促進を図っていく必要があります。

（※令和5年就労条件総合調査の特別集計を基に厚生労働省雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室が作成）

「年次有給休暇取得促進期間」の主な取組内容

1 実施期間

令和6年10月1日から10月31日

2 主な取組内容

・ポスターの掲示・パンフレットの配布

労働局、労働基準監督署、ハローワークは、施設内にポスターを掲示するとともに、事業主団体、関係機関などに対してその掲示及び、機関紙等への掲載などの協力を求めます。

・労使団体等に対する働きかけ

労働局は、様々な会議の場などにおいて、年次有給休暇の取得促進に関する説明を行います。